

○弘前地区環境整備事務組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則

令和8年1月21日規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定による弘前地区環境整備事務組合管理者の職務を代理する副管理者の順序は、弘前地区環境整備事務組合同規約（昭和37年青森県指令第950号）第2条に掲げる関係市町村の順序とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。